

つけ」として暴行を加えたという主張が認められたのは事例番号 3 および 4 と 5(共犯事件)の 2 事件のみであった。一方で、厚生労働省が行っている虐待死亡事例の検証報告では、「しつけのつもり」というのが加害行為の動機とされている事例は非常に多い。この違いに関して、弁護士の岩佐は「自分が弁護人なら、『しつけのため』という弁解をさせないと思う」と述べ、刑事事件では弁護人の弁論への考えが介在している可能性を指摘している。

9. 判決文分析から得られたチャイルド・デス・レビューの必要性について

これまで、判決文分析や研究協力者の関与した事例の分析によって、子どもを虐待死・ネグレクト死させた養育者の心理・精神的特徴について述べてきた。本項では、判決文分析等から示唆されたチャイルド・デス・レビューの必要性について述べる。

前述の 0 市 T 区の事例では、実父母の間の子どもが 4 人おり、うち 2 人が死亡していた(長女がネグレクトにより死亡、三女がネグレクトで衰弱の上、身体的暴力で死亡)。この事例では、長女は当初、解剖を担当した医師によって、「拒食症で死亡した」と診断されていた可能性があることが分かった。長女が死亡した段階で適切な所見が得られていたら、2 人目の死亡は防げた可能性が指摘される。また、川崎が分析した、きょうだいのうち 2 人が死亡した事例では、死亡した 4 か月の乳児は、当初は病死とされており、新聞報道によれば、その診断名が「先天性の脱水性栄養失調」という、明らかに疑問のあるものであった。さらに、この子の

弟も生後 3 か月で死亡しており、その死に関しても、「ミルクをのどに詰まらせた」という判断で当初は問題にされなかったという経過があった。また、奥山は、4 人きょうだいのうち 2 人が死亡した事例で、2 人目の死因(誤飲性肺炎という診断。その上の子どもは衰弱死しており、また、その下の子どもは低体重状態で保護されている)に疑問があると指摘している。このように、子どもの死因をめぐる医師の診断に疑問が持たれる事例は少なくないように思われる。この点について、笠原は、医師は親の話を疑いにくいという傾向があることを指摘している。

こうした現状から、明らかな事故死や病死の場合を除き、子どもが死亡した場合には基本的にチャイルド・デス・レビューの対象とするといった制度を整える必要があると言えよう。

また、判決文分析において、加害者の精神的な特徴に関する記述が判決文中に見られたのは 3 事例にとどまっていた。そのうち、精神鑑定が実施されたのは 1 事例のみであった。

今回の判決文分析では、前述のように、虐待やネグレクトによって死に至らしめる親の心理・精神的特徴を抽出することを目的として、刑事事件の判決文の分析を行ったが、結果的には、親の動機や心理状態を十分に明らかにすることはできなかったと言える。現行の刑事裁判の手続きにおいて、親の心理状態を明らかにする可能性があるのは情状鑑定(心理鑑定)であるが、判決文分析で心理鑑定が実施されたと思われるのは、事件番号 1、3、および 13 の 3 事例のみであった。こうした状況から、子どもの虐待死亡事件の刑事裁判においては、加害者である親の心理

鑑定を必須とするという制度を整える必要性が指摘される。しかし一方で、司法の立場では、こうした対応に疑問があると指摘される。弁護士である岩佐は、刑事裁判において心理鑑定を実施する意味があるのかとの疑問を呈している。つまり、心理鑑定を実施することによって、「どんな事情で事件が起きたかは明らかになるかもしれない。しかし、それによって刑を重くするか、あるいは軽くするのかが分からない」という裁判官の言葉を引用し、裁判の手続きにおける心理鑑定の位置づけが不明瞭である点を指摘する。

こうした岩佐の指摘を受け、奥山は、刑事裁判において刑が確定した後に、受刑している親の心理鑑定を含めたチャイルド・デス・レビューを実施するような制度の創設が必要ではないかと述べている。

これまで見てきたように、現在の虐待死亡事例の刑事裁判においては、親等が加害行為に至った社会心理的背景は明らかにされていない。そのため、子どもを死に至らしめた親は懲役刑を受けるのみで、自身が抱える社会心理的問題に直面する機会を与えられない。こうした現状は、刑に服した親の虐待の再発予防という観点からも、きわめて重大な問題であると言えよう。岩佐が言うように、刑事裁判の目的が事件の再発の予防にはないとすれば、裁判のプロセスとは独立したチャイルド・デス・レビューの制度を整える必要があるのかもしれない。また、チャイルド・デス・レビューによって親の心理状態が明らかになれば、親の矯正教育にとっても有効な知見が得られる可能性は高いと言える。

C. 結論

わが国では、虐待死亡事件の刑事事件の資料の分析は、佐々木ら(1980)や鈴木ら(2008)などが散見される程度で、ほとんど行われてこなかった。佐々木ら(1980)は、1966～1975年に栃木県で発生した「子殺し」の事件について、警察の事件記録を基にした分析を行い、「性別役割分業思想」から生じる「母性の強調」が母親を追い込み、さらに母親の社会的孤立から「子殺し」が発生すると分析している。鈴木ら(2008)は、子ども虐待の刑事事件の裁判例で、子どもが死亡した事例 16 例と生存している事例 46 例との比較を行い、生存事例では親と社会とのつながりが維持されていたのに対して、死亡事例ではそのつながりが失われ、親が「パワレス」(無力な状態)に陥っているとの結論を得ている。

今回の研究では、佐々木らが指摘した性別役割分業意識が子どもの死亡の要因あるいは誘因となったと思われる事例は見当たらなかった。これは、本研究が対象とした事例はすべて 2000 年以降に発生したものであり、佐々木らの研究の対象となった事例が発生した 1960～1970 年代とでは、こうした性別役割分業意識に変化が生じていることを反映している可能性がある。また、本研究で指摘された母親の依存をめぐる葛藤や男性の支配性の問題は、鈴木らの述べるパワレスと何らかの関連があると言えよう。

本研究では、これまでの知見に加え、子どもが餓死に至るネグレクト死事例における「子どもの存在の否認」、食をめぐる問題とその心理的意味、母親の依存をめぐる心理的問題とそれによ来する女性 - 母親加藤、継関係におけ

る父親の支配性の表れとしての激しい暴力などの心理的特徴が指摘された。

また、虐待死やネグレクト死に至らしめる親の心理状態を明らかにするためには、現行の刑事裁判で行われる精神鑑定や情状(心理)鑑定では不十分であり、裁判制度と並行したチャイルド・デス・レビューの制度化が必要であると言えよう。

〈参考文献〉

佐々木保行(編著)。日本の子殺しの研究。高文堂出版社、1980。

鈴木昭、藤沢直子、水品きく枝、馬場菜緒、堀井愛子、笠井友治郎。裁判例に見る子ども虐待

待死過程の実証的研究：パワレスな人々の支援に向けた evidence based practice(EBP)を目指して。子どもの虐待とネグレクト。第 10 巻第 1 号、pp. 54-65、2008。

表1-1 分析対象となった虐待死亡事件の概要(1)

番号	1	2	3
裁判所	奈良地裁	奈良地裁	東京地裁
事件番号	平成22年(わ)第65号	平成22年(わ)第65号	平成22年(含む)第25号
罪名	保護責任者遺棄致死	保護責任者遺棄致死	傷害致死
判決日	平成23年3月3日	平成23年2月10日	平成22年10月26日
事件の概要	被告人は、妻と共謀の上、かねてから十分な食事を与えずに衰弱していた長男(5歳)に対し、5ヶ月以上の間、医師による適切な診療を受けさせず、わずかな飲食物を与えるのみで放置した結果、栄養失調により餓死させた	被告人は、夫と共謀の上、かねてから十分な食事を与えずに衰弱していた長男(5歳)に対し、5ヶ月以上の間、医師による適切な診療を受けさせず、わずかな飲食物を与えるのみで放置した結果、栄養失調により餓死させた	被告人は、交際相手と共謀し、交際相手の長女(1歳)に対し、猥と称して、その頭部を浴槽やその付近に打ち付け、その体を強く揺さぶるなどの暴行を加え、死亡させた。
1 家族			
① 事件発生時の家族構成	父(被告人, 36歳), 母(27歳), 長男(被害児, 5歳), 長女(被害児の妹)	父(36歳), 母(被告人, 27歳), 長男(被害児, 5歳), 長女(被害児の妹)	母, 母の交際相手(被告人), 前夫と母との間にできた長女(被害児, 1歳)
② 事件発生時の家族の年齢	前記	前記	前記
③ 夫婦の構成	法律婚	法律婚	同棲
④ 養育者の就労状況	被告人が結婚後、数年にわたり転職を繰り返した	ショッピングモールでパート勤務(他方, 夫は相談もなく度々転職)	
⑤ 家族の経済状況	被告人名義の借金あり	・夫名義の借金あり(消費者金融より督促状) ・夫の債務や滞納家賃を被告人のパート収入や被告人の借入金にて返済する状況	
2 養育者の精神障害等の精神的特徴			
① 精神障害の有無	不明	不明	不明
② その他の精神的特徴		・弁護士が、被告人がうつ病又は何らかの精神疾患に罹患し、その影響で心神耗弱又は心神喪失の状態にあったと主張。 →もつとも、被告人がパート勤務を順調に続け、長女に対しては必要な養育を行っていたことから、かかる主張を排斥。 ・被告人は、夫との関係悪化や将来の不安等からストレスを感じ、体重が57kgから42kgまで減少、ピアスを10個以上開けたり、火のついたタバコを自身の腕に押し当てたりする等の自傷行為が見られた。→何らかの精神疾患に罹患していた可能性は完全に否定できないとしながら、直ちに責任能力が否定されるわけではないとした。	
3 加害行為について			
① 子どもの死因	餓死	餓死	脳腫脹等に起因する低酸素脳症(なお、被害児には全身に多数のあざや傷が見られた)
② 死に至らしめた行為	被告人の借金等が発覚し、妻がストレスを蓄積させ、被害児にストレスの矛先を向けるようになり、世話をしなくなり、十分な食事を与えなくなった。そして、被告人もそのことを認識しながら、自ら飲食物を与えたり、医者に連れて行ったり、妻を咎めるなどの有効な対策を講じず、放置した。	被告人の借金等が発覚し、被告人がストレスを蓄積させ、被害児にストレスの矛先を向けるようになり、世話をしなくなり、十分な食事を与えなくなった。そして、夫もそのことを認識しながら、自ら飲食物を与えたり、医者に連れて行ったり、被告人を咎めるなどの有効な対策を講じず、放置した。	
③ 加害者			
④ 加害者以外の養育者の行為			
⑤ 殺意の認定の有無	なし	なし	
⑥ 加害行為の動機	自身の借金問題が発覚し、妻が返済や将来に不安を感じるようになり、ストレスを蓄積させ、被害児にストレスの矛先を向けるようになったところ、妻の怒りの矛先を自分に向けたくない、妻との関係に波風を立てたくないという自己保身によるものとした。	・夫の転職問題、借金問題などから来るストレスのはけ口とした ・長女(被害児の妹)の出生後、長女ばかりを可愛がり、被害児を疎んじるようになった。	・被告人は、否認しつつ、「しつけ」のために軽度の暴行に及んだことがあると主張したが、判決では、被告人が被害児の存在を疎ましく思い、しつけと称して暴行に及んだとした。
⑦ 加害行為のきっかけとなった被害児らの行為			
⑧ 加害行為以前の不適切な養育の有無			
4 支援機関との関係			
① 加害行為以前の児相・市町村への通告の有無	・妻が児童相談所に通報したことを端緒に病院に緊急搬送されるも、同日死亡。	・自ら児童相談所に通報したことを端緒に病院に緊急搬送されるも、同日死亡。	
② 虐待以外での支援関係の有無			
③ 援助要請行動の有無			
5 養育者の成育歴上の問題	判決において「被告人の思春期前ころ以降の成育環境にいびつというべき面があり、これが被告人の無責任な人格態度に影響したことも否定できない」とされるが、詳細は不明		
6 判決について			
① 刑期	懲役9年6月	懲役9年6月	懲役9年
② 精神鑑定の有無と内容			
③ 情状鑑定等情状酌量の内容	・児童虐待に精通する心理学の専門家が出廷し、「妻からのDVIによる恐怖や妻への固執より、妻に逆らうことができず、これに盲従するようになり、かかるといふ心理的要因により親としてなすべきことを行うことが相当困難な状況にあった」と証言。しかし、判決において、妻に逆らうのが困難な心理状態にあったことは否定できないが、自らの意思で行動できない状況にあったとは認められないとした。	・高校卒業間もなく社会経験も乏しいまま結婚し、夫より信頼を裏切られる問題(転職問題、借金問題)が次々と生じた。 ・経済的困窮 ・将来の不安より、自身がパート・育児に忙殺 ・夫やその親族の無理解 ・夫が被告人を咎めず、自らも虐待行為に加担し、被告人を助長 ・自ら児相に連絡	

表1-2 分析対象となった虐待死亡事件の概要(2)

番号	4	5	6
裁判所	大阪地裁	大阪地裁	京都地裁
事件番号	平成21年(わ)第2154号	平成21年(わ)第2154号	平成20年(わ)第1660号
罪名	保護責任者遺棄致死、死体遺棄	保護責任者遺棄致死、死体遺棄	保護責任者遺棄致死、死体遺棄
判決日	平成22年8月2日	平成22年7月21日	平成21年10月6日
事件の概要	被告人が内妻と共謀し、内妻の次女(9歳)を虐待し、衰弱させた上、遺体を全裸にして共同墓地の土中に遺棄した。	被告人は、次女(9歳)に対する内夫の虐待行為を制止せず、これを黙認あるいは同調し、必要な保護をせず、次女を衰弱死させた。	内縁関係にあった被告人兩名が、共謀の上、生後間もない長男が母乳やミルクを全く飲めなくなって衰弱しているのを認識したにもかかわらず、医師の診察を受けることなく放置して死亡させた。
1 家族			
① 事件発生時の家族構成	養父(母の内夫)、母、母と前夫との間にできた長女、次女(被害児、9歳)、被告人の実子等	母(被告人)、養父(母の内夫)、母と前夫との間にできた長女、次女(被害児、9歳)、養父の実子等	父(被告人)、母(被告人)、長男(被害児、生後1か月弱)
② 事件発生時の家族の年齢	前記	前記	前記
③ 夫婦の構成	双方が子どもを連れての事実婚	双方が子どもを連れての事実婚	事実婚
④ 養育者の就労状況	不明		ある団体のアドバイザーとして報酬を得ていた
⑤ 家族の経済状況			
2 養育者の精神障害等の精神的特徴			
① 精神障害の有無	不明	不明	不明
② その他の精神的特徴			弁護士は、「被告人兩名の精神的内面世界は生死一如の霊的世界であって、その世界における認識によると、長男は霊による攻撃を受けてこれと戦っており、医療的措置では対処不能と認識していたため、これを受けさせることに思い至らなくても当然である」と主張した。
3 加害行為について			
① 子どもの死因	衰弱死	衰弱死	栄養失調による衰弱死
② 死に至らしめた行為	わずかな飲食物(一日当たりおにぎり1個、バナナ1~3本、あるいはども用の茶碗に雑炊を2杯など)を与えるのみで、ベランダでシングを用いず就寝させるなしたの行為	わずかな飲食物(一日当たりおにぎり1個、バナナ1~3本、あるいはども用の茶碗に雑炊を2杯など)を与えるのみで、ベランダでシングを用いず就寝させるなしたの行為	被害児が母乳やミルクを全く摂取しなくなり、衰弱しているにもかかわらず、医療措置を受けさせず、放置し、栄養失調により衰弱させた行為
③ 加害者	被告人及び母	被告人及び養父	父母
④ 加害者以外の養育者の行為	実母	養父	
⑤ 殺意の認定の有無	なし		なし
⑥ 加害行為の動機	被害児が嘔をつく、宿題をしないなどのため、しつけをしただけであると主張	被害児が嘔をつく、宿題をしないなどのため、しつけをしただけであると主張。また、養父との共同生活の維持・継続に重きを置いた。	
⑦ 加害行為のきっかけとなった被害児らの行為			
⑧ 加害行為以前の不適切な養育の有無	激しい身体的虐待があった。また、衰弱した状態にある被害児を家族団らんから隔離し、台所に敷いたレジャーシートで過ごさせるなどした。	養父による激しい身体的虐待があった。また、衰弱した状態にある被害児を家族団らんから隔離し、台所に敷いたレジャーシートで過ごさせるなどした。	
4 支援機関との関係			
① 加害行為以前の児相・市町村への通告の有無		自ら児童相談所に連絡	被害児の死亡後、児相が頻りに家庭訪問し、連絡を求める旨を書いた名刺をポストに入れるなどした。
② 虐待以外での支援関係の有無			
③ 援助要請行動の有無		福祉課に生活保護の相談	
5 養育者の成育歴上の問題			
6 判決について			
① 刑期	懲役12年		懲役6年
② 精神鑑定の有無と内容	なし		
③ 情状鑑定等情状酌量の内容			被告人兩名が特殊な精神状況ないし観念の影響下にあり、被害児を病院に連れて行くことは一定程度困難であったと認められる。 ・被告人兩名は被害児に対する愛情をもっており、一般の児童虐待事件と異なり、動機、経緯を大きく異にする。

表1-3 分析対象となった虐待死亡事件の概要(3)

番号	7	8	9
裁判所	旭川地方裁判所	神戸地裁	横浜地裁
事件番号	平成21年(わ)第72号	平20年(わ)1158	平成20年(わ)2412
罪名	傷害致死	傷害致死	傷害致死
判決日	平成22年4月12日	平成21年7月13日	平成21年5月15日
事件の概要	被告人は、同棲相手の女性と共謀し、その女性の長男(4歳)に対し、冷水を張った浴槽内にうつ伏せの状態、その後頭部を上から手で押さえて水没させるなどの暴行を加え、遷延性窒息により死亡させた。	実母である被告人が、5歳の次女の頭部を揺さぶる、あるいはその頭部を同畳におかれた布団等や柔らかいものに打ち付けるなど外傷を伴わない何らかの暴行を加え、急性硬膜下血腫の傷害を負わせ、同傷害に基づく脳腫脹により死亡させた(SBS)。	被告人が内縁の夫とともに、3歳の長女に対し、4日間にわたり、その腹部をそれぞれ手拳で殴打するなどし、上記傷害に基づく汎発性腹膜炎で死亡させた
1 家族			
① 事件発生時の家族構成	被告人、母(被告人の同棲相手)、母の実子4名(被害児、4歳を含む)	母(被告人、20歳)、前夫との間にできた長男、長女、次女(被害児、5歳)、再婚した夫、その夫との間の子。	母(被告人、21歳)、内縁の夫。
② 事件発生時の家族の年齢	前記	前記	前記
③ 夫婦の構成	同棲	再婚	事実婚
④ 養育者の就労状況		不明	不明
⑤ 家族の経済状況		不明	不明
2 養育者の精神障害等の精神的特徴			
① 精神障害の有無	不明	不明	不明
② その他の精神的特徴	不明	不明	不明
3 加害行為について			
① 子どもの死因	遷延性窒息死	脳腫脹	汎発性腹膜炎
② 死に至らしめた行為	浴槽に冷水を入れ、浴槽内に立っている被害児らに冷水のシャワーをかけ、そして、うつ伏せに倒し、冷水を張った浴槽内に沈める等した。	ゆさぶり、または、外傷を伴わない程度に柔らかいものに頭を打ち付けた行為	腹部に対する手拳殴打
③ 加害者	母及び同棲相手	実母	実母及びその内縁の夫
④ 加害者以外の養育者の行為		義父	なし
⑤ 殺意の認定の有無		なし	なし
⑥ 加害行為の動機		施設で長期間過ごしてきた被害児とうまく接することができなかった等	いうことを聞かないなどの理由により、従前から暴行を加えており、その一環、妊娠ストレス、内縁の夫に嫌われたくない。
⑦ 加害行為のきっかけとなった被害児らの行為	共犯者である母の供述によると、母が被告人ともめ、被告人から蹴られるなどしたため、苛立ちを子どもらにぶつけようと思い、冷水のシャワーをかけ、浴槽に沈めるなどしようと考え、子どもらを風呂場に連れて行った。そして、被告人がこれに加担した。	外に出て遊びたいと言ったため	言うことをきかない等
⑧ 加害行為以前の不適切な養育の有無	被告人は、被害児らと同居するようになって以降、しつけを理由に、子どもらをクローゼットや布団ケースに入れたり、パンツ一枚で外に出したり、冷水のシャワーをかけた。	そのほかにも暴行があった疑いがある	立たせっぱなしにするなどの虐待行為あり
4 支援機関との関係			
① 加害行為以前の児相・市町村への通告の有無	本件犯行前に児童相談所職員が面談したとの記載があるが、詳細は不明。	過去に乳児院、本件直前まで児童養護施設に入所	なし
② 虐待以外での支援関係の有無		なし	なし
③ 援助要請行動の有無		子ども家庭センターで面接やプレイセラピーを受けていた模様(被告人、被害児)	なし
5 養育者の成育歴上の問題			不明
6 判決について			
① 刑期	懲役8年	懲役5年	懲役9年
② 精神鑑定の有無と内容		なし	なし
③ 情状鑑定等情状酌量の内容	・被害児が浴槽で倒れているのを見て、直ちに救護措置をとるなど、救命に努めた。 ・これまでまじめに働いていた。	21歳と若い、ほかに養育すべき子3名あり、被告人なりに、被害児をうまく育てたいと思っていた面があること	反省を深めつつあること、21歳と若い

表1-4 分析対象となった虐待死亡事件の概要(4)

番号	10	11	12
裁判所	岡山地裁	大阪地裁	東京高裁
事件番号	平成19(わ)第424	平成20(わ)1151号	平19(う)449号
罪名	保護責任者遺棄、暴行、傷害致死	傷害致死	傷害致死
判決日	平成21年1月9日	平成20年6月27日	平成20年6月11日
事件の概要	被告人が、二男を、真冬に家の外に放置して遺棄し、さらに、その首を手で絞める。そして、自宅において、二男の口の中に七味唐辛子を入れる暴行を加え、窒息死させた。	22歳の被告人が、内縁の妻の子である6歳の長女に対し、日常的に暴行を加えていたところ、顔を平手で多数回殴打し、その首を手刀で多数回打ちつけたうえ、首を両手で数秒間締め付け、さらに、その両肩をつかんで激しく揺さぶるなどの暴行を加え、急性硬膜下血腫に基づく脳腫脹により死亡させた。	実母である被告人が、その二男(3歳)に対し、平手でその頬を叩き、右手掌でその額を十数回殴るなどの暴行を加え、さらに、下半身裸のまま屋外にだし、その後やってきた交際相手と共謀のうえ、同交際相手が、二男の後頭部を床に打ちつけるなどの暴行を加え、急性硬膜下血腫の傷害を負わせ、同傷害により死亡させた事案
1 家族			
① 事件発生時の家族構成	母(被告人)、前夫との間の長男、次の交際相手との間の被害児童(4歳)の3人暮らし	内縁の夫(21歳、被告人)、被害児の実母(29歳)、長男(10歳)、長女(被害児 6歳)	被告人、内縁の夫、長男(5歳)、二男(被害児 3歳)
② 事件発生時の家族の年齢	前記	前記	前記
③ 夫婦の構成	なし	事実婚	事実婚
④ 養育者の就労状況	不明	不明	不明
⑤ 家族の経済状況	不明	不明	不明
2 養育者の精神障害等の精神的特徴			
① 精神障害の有無	不明	不明	不明
② その他の精神的特徴	不明	不明	不明
3 加害行為について			
① 子どもの死因	窒息死	脳腫脹	急性硬膜下血腫
② 死に至らしめた行為	口の中に七味唐辛子を入れる	前記	前記
③ 加害者	実母	内縁の夫	実母、内縁の夫
④ 加害者以外の養育者の行為	なし	黙認	なし
⑤ 殺意の認定の有無	なし	なし	なし
⑥ 加害行為の動機	直接の動機は不明であるが、子供との接し方や愛情の注ぎ方がわからず、精神状態が不安定になることも多かった旨の指摘はある。	自分の考えどおりに行動しないことにいら立つたもの。	憤激
⑦ 加害行為のきっかけとなった被害児らの行為	不明	言いつけを守らなかった。	被告人が返ってきたことに気づきながらも身を隠すようにしたこと、トイレの便器の周りに尿を漏らしており、それをそのままにしていたこと
⑧ 加害行為以前の不適切な養育の有無	真冬に外に出す、首を絞めるなどの行為あり	それまでも平手打ちなどの暴力あり	
4 支援機関との関係			
① 加害行為以前の児相・市町村への通告の有無	なし	なし	被告人自ら、二男に対して暴力を振るってしまうことを告白し、児童相談所が、1か月程度、里親に一時保護委託したことがあった。その後、被告人らの求めに応じて、これを解除した。
② 虐待以外での支援関係の有無	なし	なし	なし
③ 援助要請行動の有無	なし	なし	前記
5 養育者の成育歴上の問題	実母、養父から相当に激しい虐待行為を受けて育った旨の指摘がある。	不明	不明
6 判決について			
① 刑期	懲役4年6月	懲役7年	懲役3年6月
② 精神鑑定の有無と内容	なし	なし	なし
③ 情状鑑定等情状酌量の内容	成育歴の影響が大きい、日常的・継続的虐待は見当たらないことなど	前科前歴なし、現在は反省等	子育て等でかなり疲弊していた、親として愛情を持って養育にあっていた面もあること等

表1-5 分析対象となった虐待死亡事件の概要(5)

事件番号	13	14	15	16
裁判所	秋田地裁	東京地裁	札幌地裁室蘭支部	鹿児島地裁
事件番号	平成18年(わ)156, 177, 199	平成17(合わ)103号	平成19(わ)24号	平17(わ)315号
罪名	殺人	傷害	殺人、死体遺棄、保護責任者遺棄	殺人
判決日	平成20年3月19日	平成20年3月17日	平成19年12月17日	平成18年3月10日
事件の概要	実母が9歳の長女を川へ落とし、溺死させて殺害した事件(これに加え、近隣住民の子も殺害した事案)	女性である被告人が、友達の子(当時3歳)を預かるなどしていた際、その友達と共謀のうえ、数時間にわたり、無抵抗の子に対し、顔面を平手で多数回殴打し、臀部をライター火の火であぶる等の暴行を加え、顔面挫傷の傷害を負わせたというもの(子は、本件後死亡しており、傷害致死罪で起訴されていたが、友達との共謀に基づく暴行と致死との因果関係が争われ、結局、致死は認定落ちたもの)	被告人が、3歳の長男及び1歳3か月の三男を自室に閉じ込めておいて1か月放置し、三男を餓死させ、長男を遺棄し、餓死した三男の遺体を遺棄した事件	自宅で分娩したばかりの女児を、顔面等を事故の左上腕部付近に押し付けて圧迫したり、同児の首に臍帯を数回巻きつけて絞縛した事案
1 家族				
① 事件発生時の家族構成	被告人、長女(9歳、被害児)の2人暮らし	被告人は被害児童と同い年の子を持ち、しかも、妊娠中であった。前記友達が同居していた形跡は見当たらない。	被告人、3歳の長男、1年3か月の三男(被害児)(二男は、数年前に突然死症候群で死亡)	被告人、同棲相手(被害児の父親)、同居の有無は不明であるが小学生の子供がいる
② 事件発生時の家族の年齢	前記	前記	前記	年齢不詳
③ 夫婦の構成	なし	なし	なし	同棲
④ 養育者の就労状況	生活保護受給	不明	キャバクラ	不明
⑤ 家族の経済状況	自己破産歴があり、生活保護受給中	不明	なし	不明
2 養育者の精神障害等の精神的特徴				
① 精神障害の有無	不明	不明	不明	不明
② その他の精神的特徴	自己中心的で対人配慮に欠ける傾向、少し先への見通しを持った行動選択の困難性、性急かつ短絡的で、途中経過を省略して成果を得ようとする安易性などがうかがわれる。	不明	不明	不明
3 加害行為について				
① 子どもの死因	溺死	顔面挫傷	脱水及び栄養不良による飢餓、低体温症またはその競合により死亡させて殺害した	窒息死
② 死に至らしめた行為	前記	因果関係なしと認定	自室に閉じ込めて置き去り	前記
③ 加害者	実母	被告人及び被害児の実母	実母	実母
④ 加害者以外の養育者の行為	なし	なし	なし	なし
⑤ 殺意の認定の有無	あり	なし	三男の置き去り行為に対しては、殺意を認定	臍帯で首を絞めるとの態様であり、殺意を認めた
⑥ 加害行為の動機		被害児を預かっているうちに、その実母である共犯者に対し、激しいつけをするよう働きかけ、ときには自ら一緒になって虐待をしたということを繰り返していたもの。	交際相手との付き合いの邪魔になると考えたもの。	同棲相手から嫌われたくないとの動機(同棲相手は出産を望んでいなかった)
⑦ 加害行為のきっかけとなった被害児の行為	不明	被害児に理詰めで問いかけ、被害児が答えに窮すると暴行するなどの行為に及んでいた。	不明	なし
⑧ 加害行為以前の不適切な養育の有無	風呂に入れない、汚い服を着続けさせるなどのネグレクト傾向あり	暴行が継続的に行われていた	ネグレクトが続いていた(栄養失調症状等)	流産すればよいと考え、飲酒、喫煙の量を増やすなどしていた。
4 支援機関との関係				
① 加害行為以前の児相・市町村への通告の有無	なし	なし	市役所の児童家庭課に相談して、児童相談員と話し合った程度にとどまる。	不明
② 虐待以外での支援関係の有無	なし	なし	なし	不明
③ 援助要請行動の有無	なし	なし	なし	不明
5 養育者の成育歴上の問題	父親による暴力があった模様	不明	不明	不明
6 判決について				
② 刑期	無期懲役	懲役2年	懲役15年	懲役3年
③ 精神鑑定の有無と内容	鑑定があり、完全責任能力ありとするもの	なし	なし	なし
⑤ その他の情状酌量の有無と内容	情状鑑定としては、「被告人の性格特性につき、教育による改善の可能性がないとはいえない」とされている	主犯は共犯者	謝罪の気持ち表明など	なし

厚生労働科学研究費補助金 (平成 23 年度政策科学総合研究事業)
我が国におけるチャイルド・デス・レビューに関する研究
分担研究報告書

「児童の虐待死に関する文献研究」

研究分担者	川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター
研究協力者	相澤 林太郎	子どもの虹情報研修センター
	長尾 真理子	子どもの虹情報研修センター
	山邊 沙欧里	子どもの虹情報研修センター

研究要旨

今後のチャイルド・デス・レビューに貢献することを目的に、わが国における虐待死に関する先行研究を俯瞰した。今年度は、前年度の研究をふまえて以下の5つに分類し、それぞれについて検討した。すなわち、1. 全国調査および統計的研究(1990年代以降)、2. 母親による実子殺—精神保健上の問題および心理社会的問題について—、3. ネグレクトによる死亡について、4. 「親子心中」について、5. “虐待死”に関連するアメリカとUKの文献について、である。

A. 研究目的

我が国におけるチャイルド・デス・レビューを適切に行うためには、これまでの先行研究の成果および課題などを整理しておく必要がある。そこで、これまでの文献について概観することを目的とする。

1. 全国調査および統計的研究について(1990年代以降)
2. 母親による実子殺—精神保健上の問題および心理社会的問題について—
3. ネグレクトによる死亡について
4. 「親子心中」について
5. “虐待死”に関連するアメリカとUKの文献について

B. 研究方法

昨年度に引き続き、本研究では、チャイルド・デスの中でも「児童の虐待死」に関連する先行研究に限定した。文献検索システムとして、主に「国立国会図書館蔵書検索システム」

「MAGAZINE PLUS」「医中誌web」を用い、「子殺し」「虐待死」「ネグレクト」「嬰兒殺」「新生児殺」をキーワードとして検索し、2009年までの文献を収集した。それら文献の引用・参考文献欄から、関連のある文献を補足した。

今年度は、昨年度検討できなかった以下の5点について、概観および考察を行った。

C. 研究結果

1. 全国調査および統計的研究について (1990年代以降)

① はじめに

前年度研究においては、「子殺し」および「子どもの虐待死」について 1980 年代までの先行研究を中心に概観したが、おおむね以下のことが明らかになった。すなわち、1970 年代は「子殺し」が社会的に注目され、行政機関による全国調査や他分野の専門家による研究が行われていたこと、しかし 1980 年代は調査や研究が継続的になされてはいなかったこと、また「虐待死」という視点からの分析は見られず「子殺し」という視点から捉えられていたことなどである。

1990 年代に入ってから、しばらくは調査や研究があまり活発ではない状況が継続する。しかし、1990 年代後半からは「子どもの虐待死」という視点からの調査・研究がなされるようになった。

ここでは、1990 年代以降の「子どもの虐待死」に関する全国調査および統計的研究についての文献を概観する。

② 行政機関による調査

警察庁生活安全局少年課は 1999 年から毎年、「児童虐待事件の検挙状況」について報告している。1999 年から 2010 年までの 12 年間の報告によると、検挙件数は 41.8 件/年、被害児童は 43.5 人/年であった(資料 C-1: 表 1-1 を参照のこと)。加害者は、女性では「実母」が 9 割以上を占めているのに対し、男性では「実父」が約 5 割、「養・継父/内縁」が約 4 割を占めていた(資料 C-1: 図 1-1・2 を参照のこと)。

この調査は、罪種別に特徴を捉えて

いる点が特徴だが、それによると女性加害者では「殺人」、男性加害者では「傷害致死」が最も多いという傾向がみられた¹。しかし、心中事例や嬰兒殺は含まれていないため「子どもの虐待死」の全容を捉えているとは言い難い。

一方、厚生労働省雇用均等・児童家庭局(2004)は、児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)が施行された 2000 年 11 月 20 日から 2003 年 6 月末日までの間に、厚生労働省が把握した虐待死亡事例について調査、報告している。

その後、2004 年の児童虐待防止法改正・施行を受け、社会保障審議会児童部会のもとに「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、児童虐待による死亡事例等の分析・検証が継続的・定期的に行われるようになった。これら検証報告書は、被害児童の家庭・養育の状況、児童相談所など関係機関の関わりといった、虐待死が起こった家庭の社会的背景を広く捉えて分析・検証していることが特徴である。

また、検証内容は年次のよって多少の変更が加えられている。大きくは、調査期間が異なることであろう(資料 C-1: 表 1-2 を参照のこと)。対象事例についても、第 1・2 次報告では心中事例や嬰兒殺がほとんど含まれていなかったが、第 3 次報告以降はそれらの事例も含むようになった。このような理由から、経年変化を正確に捉えることは難しい。

¹ 加害者の内訳・罪種との関係については、2005～2010 年の 6 年間の合計を筆者が集計し、割合を算出した。資料 C-1 の図 1-1、図 1-2 を参照のこと。

③ 法医学分野の調査

恒成他(2001)は、日本法医学会の部内資料をもとに 1992～1999 年の 8 年間における、虐待死した満 12 歳以下の子どもの法医解剖例について分析している(資料 C-1:表 1-3 を参照のこと)。調査対象は「身体的虐待」「ネグレクト」「車両内放置」によって死亡した事例であり、心中事例や嬰兒殺、「単発型虐待死²」は含まれていない。それによると、剖検事例数は平均 45 例/年で、「身体的虐待」が全体の 7 割以上を占めている。

日本法医学会は 1968～1977 年までの被虐待児の解剖例を 1980 年に報告して以降、2000 年代に入って 1990 年以降の被虐待児の司法剖検例に関する調査結果を 2 回報告している。

日本法医学会企画調査委員会(2002)は、1990～1999 年の 10 年間における剖検例 459 例(45.9 例/年)を対象に調査を行っている(資料 C-1:表 1-4 を参照のこと)。虐待の分類別にみると、身体的虐待 228 例(50%)、ネグレクト 94 例(20%)、殺人 106 例(23%)であった。死因は、頭部外傷(30 例)、鼻口閉塞による窒息(37 例)、頸部圧迫による窒息(32 例)、溺水(30 例)で半数以上を占めていた。

続いて日本法医学会課題調査委員会(2008)は、2000～2006 年の 7 年間における剖検例 387 例(55.3 例/年)に関する調査を行っている。2008 年の報告には「狭義の虐待の他、嬰兒殺、無理心中、その他の殺人を調査対象とした」と明記されており、調査対象が拡

² 単発型虐待死(Single Trauma Homicide)とは、「発作的な暴力が致命的となった」虐待死のことである(恒成他,2001)。

張されている。それによると、狭義の虐待 113 例(29%)、嬰兒殺/嬰兒死体遺棄 54 例(14%)、無理心中 73 例(19%)、その他の殺人 86 例(22%)、その他 61 例(16%)であり(資料 C-1:表 1-5 を参照)、分類ごとに特徴を分析している。死因についてみると、狭義の虐待の 6 割を占める身体的虐待事例(ネグレクトの合併を含む) 86 例では「頭部外傷」が 63%を占めており、一方のネグレクト 25 例(医療ネグレクトを除く)では「全身衰弱」「熱中症」「窒息」がそれぞれ 20～28%を占めていた。無理心中の死因は「窒息」が 5 割以上を占めており、加害者死亡の事例が 7 割を占めていた。

日本法医学会における調査は、被虐待児の身体的損傷について詳細に報告しているところが特徴的である。また、この 2 回の報告では、1980 年報告にはなかった児童相談所などの公的機関や病院、警察などの関与の有無についても調査・報告している。

④ その他の調査

弁護士や児童養護施設職員、児童相談所職員などを中心とする民間団体「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち(以下、CAPNA)」の理事を務める加藤(2001)は、新聞調査により子どもの虐待死に関する分析・報告を行っている³。その調査によると、1995～1999 年の 5 年間における虐待死は 464 件(563 人)、92.8 件(112.6 人)/年という結果が出ている(資料 C-1:表 1-7・8 を参照のこと)。この調

³ ここでは加藤他(2001)を中心に取り上げるが、CAPNA(1998,2000)、祖父江(2000)、加藤(2001)においても同様の内容、もしくはその一部について記述されている。

査には、心中事例や発作的殺人⁴なども含まれており、「子どもの虐待死」を広く捉えているところが特徴である。また、虐待に至る要因について、被害者の年齢別に「虐待の引き金となった子の状況」を親・子・生活環境それぞれの「背景要因」も合わせて整理しており、防止につながる視点からの分析を行っている（資料 C-1：表 1-9 を参照のこと）。

一方、相模他（2003）は、平成 12 年度児童虐待全国実態調査⁵資料の中から児童虐待による死亡事例 106 例（平成 12 年 4 月～平成 13 年 3 月）について分析・報告している。この研究では、この全国調査で把握された 106 例と、CAPNA（2002）⁶により平成 12 年中に把握された新聞報道事例との共通期間である平成 12 年 4 月～12 月の 9 か月間に把握された両事例を照合している。その結果、この期間の死亡事例数は 134 例であり、年間の虐待死亡数は 179 例（ $134 \times 12 / 9$ ）と推定してい

⁴ 発作的殺人とは、「思い悩んだ末に、子どもを殺害してしまった事件である。発作的に寝ている子の首を締めたなど正常な判断能力を失った状態、あるいは心神耗弱の状態で起きた殺人事件を想定する」（加藤他,2001）。

⁵ この調査は、児童虐待に関わる全領域（福祉、保健、医療、教育、警察、司法、民間）において、主な関係機関の全数約 27 種類 90,000 機関を対象に、平成 12 年 4 月～平成 13 年 3 月までに把握された児童虐待について調査したものである（詳しくは、小林（2002）を参照のこと）。相模他（2003）は、その調査で報告された事例中、平成 12 年度中に死亡した事例を分析対象としている。

⁶ 相模他（2003）によると、この資料は「CAPNA：防げなかった死資料集 2002. 13-24, キャプナ出版, 2002」とあるが、収集できなかった。そのため、照合された新聞報道事例の詳細は不明である。

る。そして、全国調査では親子心中と乳児・嬰兒殺の報告が大きく欠けており、一方ネグレクトや身体的虐待の事例が報道されていない場合が多いと報告している。さらに、全国調査のために警察から報告された死亡事例は、全死亡例の約 5 割であったと述べている。このように、この研究では収集方法による事例数の相違を明らかにし、実態に最も近いと考えられる数値を示している点で貴重である。

⑤ まとめ

ここでは、1990 年代以降の「子どもの虐待死」に関する全国調査や統計的研究について概観した。それにより、以下の傾向が捉えられた。

まず、1990 年代以降は「子どもの虐待死」という視点で捉えた調査・研究がなされ始めた。そのため、1970 年代にみられたような「子殺し」という視点はなく、調査対象は多少の年齢幅はあるものの 18 歳未満の児童に限定されていた。一方、「虐待死」と捉えることにより「身体的虐待」や「ネグレクト」に注目が偏り、調査によっては「心中」や「嬰兒殺」の事例が調査対象から外れていた。

また、1970 年代には継続しなかった全国的な調査・研究が、1990 年後半・2000 年代に入り継続的になされ始めていた。そこでは、行政や市民団体、医師など他分野の専門家がそれぞれ連携を取りつつ、「児童虐待防止」という視点をもって取り組んでいた。

しかし、それぞれの調査や研究により把握される子どもの虐待死の事例数には相違が見られた。把握方法やデータ収集方法などにより、調査対象に偏りが生じていることが示唆された。今

後は、相模他 (2003) の研究のような収集方法の異なる他調査との照合、あるいは子どもの死亡全体を対象としたチャイルド・デス・レビューを行うことなどにより、子どもの虐待死の実態を正確に把握することが必要であろう。

(長尾真理子)

2. 母親による実子殺における精神保健について

(1) はじめに

前年度は、児童虐待の防止等に関する法律 (以下、児童虐待防止法と記す) 成立前に発表された母親による実子殺に関する文献を扱い、子殺し・虐待死の発生機序について検討した。母親を主たる加害者とする虐待死が起こる要因は、生物学的側面 (産後の経過、月経などの身体状況)・心理社会的側面 (生育歴を基盤とする対人関係の持ち方、援助希求性、世代間連鎖)・精神疾患の既往の影響などの個人的な要因と、経済状況・家族関係 (夫婦関係、親子関係)・原家族との関係・地域での対人関係・援助資源の有無やそのアクセス状況などの環境的要因の大きく二つに分けられる。それらは複雑に絡み合い、母親に孤独感、子育て負担感、精神症状の発現または悪化、対処能力の低下、衝動的な行動 (自殺も含む) などを生じさせ、子どもが死亡するという最悪の結果に至っていることが確認された。どの要因が影響しているかによって、その予防策も異なってくることが示唆された。

これまでの虐待死の研究・報告を見たとき、その要因をいかに同定し、予防していくかが議論されてきたが、児童虐待防止法制定前は、専門家による研究も他分野協働の形をとるというより、司法精神医学や犯罪心理学、刑法学を中心として、それぞれの専門分野でいかに状態像をとらえるかという研究・報告が中心となっていた。予防策の必要性を指摘する論もあったが (稲村,1975;栗栖, 1974; 作田,1980 など)、

★ 平成22年度 分担研究報告書「児童虐待死に関する文献研究」の一部訂正

C. 1. 全国調査および統計的研究について (1980年代まで)

・ p.52 右段の下から 16 行目以降

【誤】

最後に、被虐待児の年齢が「出産直後 (1 日以内)」であった 0 歳児の死亡例について検討したい。1973 年度は「殺害遺棄」117 件と「殺害」14 件を併せて、131 件が「出産直後 (1 日以内)」の被害児であり、0 歳児 292 人の 44.9% を占めていた。2008 年度の報告では、0 歳児 36 人のうち生後 1 日以内に死亡したのは 16 人 (44.4%) であった。全対数は減少傾向にあることが分かったが、0 歳児の被害児のうち「出産直後 (1 日以内)」の占める割合は大きく変化していないことが明らかになった。

【正】

最後に、被虐待児の年齢が「出産直後 (1 日以内)」であった 0 歳児の死亡例について検討したい。1973 年度は「殺害遺棄」117 件と「殺害」14 件を併せて、131 件が「出産直後 (1 日以内)」の被害児であり、0 歳児 192 人の 68.2% を占めていた。2008 年度の報告では、0 歳児 36 人のうち生後 1 日以内に死亡したのは 16 人 (44.4%) であった。0 歳児の被害児のうち「出産直後 (1 日以内)」の占める割合および全体数は、ともに減少傾向にあることが分かった。

それが社会的な大きな流れにはなりにくい状況があった。虐待死というより殺人という加害者視点による「特殊な犯罪」「異常な犯罪」というとらえ方になりがちだったのであろうか。

1990年代後半から、法律家、民間団体、マスメディアなどの影響もあり、予防の機運が高まり社会的な動きが進んだといえる。このような流れの影響なのか、子ども虐待についても、日常性、非特殊性というとらえ方が生まれてきたように思われる。すなわち、子育ての破綻としての子ども虐待、その延長にある最悪の結果としての虐待死という視点である。

さて、今回は、虐待死における実母の精神疾患について、およびそれに関わる心理社会的問題を扱う。なお筆者は精神医学の専門家ではなく、症状論、診断論について細かに議論することはできないため、ある程度の概略を述べ、諸家の見解を紹介する。なお資料 C-2 に事例集をのせているので、参照されたい。

(2) 児童の虐待死の分類について

精神疾患、心理的問題に入る前に、児童の虐待死の分類、被害児の年齢による違い、また児童の虐待死における「殺意」という点について考察しておきたい。

これまで、我が国でも海外においても様々な虐待死の分類が行われ、紹介されてきた (Resnick, 1969; 福島, 1977; 栗栖, 1975; 稲村, 1975; 作田, 1980; Meyer, C. et al, 2001)。虐待死の分類として、これまでの研究では新生児殺、精神疾患の症状が直接原因となっているもの(うつ病、統合失調症など)、反応性の精神障害に関するも

の(福島, 1977 など)、拡大自殺(親子心中)、突発的な殺害、故意の殺害、利他的な殺害、子どもに障害があるもの、パートナーの関連する殺害等々に分類されている。とはいえ、研究者による視点の違い、データとなっている対象者や母集団の違い、データそのものの内容の違いなどがあるため、統一することは難しい。今回は最近の研究・報告の中から①虐待の態様による分類、②被害児の年齢による分類を紹介し、③殺意について若干の考察をする。

① 虐待の態様による分類

川崎(2008)は以下のように虐待死の分類を行ったうえで(資料 C-2: 表 2-1)、防止策を分けて考える必要性を述べている。この分類は、これまでの研究における流れをくみつつ、身体的虐待を「暴行Ⅰ」「暴行Ⅱ」に分け、またネグレクトについても同様に「ネグレクトⅠ」「ネグレクトⅡ」の二つに分けているところに特徴がある。

本邦で紹介されている、Meyer, C. et al (2001)は、母親による虐待死 219 事例を収集し、表 2-2 (資料 C-2) のように分類している(ネグレクト 76 例、殺意ある事例 79 例、新生児殺し 37 例、虐待 15 例、パートナーの関与 12 例)が、この研究では、加害者が実母に限られているためか、「虐待によるわが子殺し」「パートナーの関与」が少なく、それ以外の事例が多いことが特徴としてあげられる。なお、Meyer の「妊娠を否定した母親によるわが子殺し」は川崎(2008)の「新生児殺」とほぼ共通し、同様に「虐待によるわが子殺し」「パートナーの関与したわが子殺し」は「暴行Ⅰ」に、また「ネグレクトによるわが子殺し」は「ネグ

レクトⅠ、Ⅱ」に、「故意のわが子殺し」については「暴行Ⅱ」「心中」に比較的近い分類であると考えられる。ただし、ネグレクトの定義は両者で若干異なっていた。精神疾患という文脈でみると（精神疾患の定義の違いはあろうが）、Meyer,C. et al (2001) の「故意によるわが子殺し」と川崎 (2008) における「暴行Ⅱ」「心中」はほぼ同一カテゴリーに入ることになり、実母による虐待死における定義上の課題が示されているという点で、2 つの研究・報告には一致するものがある。すなわち、心中と虐待死の共通点と相違点の問題である。また、Meyer,C. et al (2001) の分類には殺意という観点が入っているという点で、他のものにはない分類である。

② 被害児の年齢による分類

虐待死を、子どもの年齢別に分析しているものとして、加藤 (2001) がある。虐待防止ネットワークあいちによる調査結果だが、「虐待死の引き金になった子どもの状況」、その「背景の要因」の分類などを、被害児の年齢別に行っている（資料 C-2：表 2-3）。

田口 (2008) も、母親による実子殺について、子どもの年齢ごとに検討することの重要性、また有用性を指摘し、年齢群に分けた独自の分類を行っている（資料 C-2：表 2-4）。ただし、この研究は殺意の明らかな事例を扱っていて、責任無能力ないし限定責任能力とされ、不起訴ないし起訴猶予処分になった重度の精神疾患患者は含まれておらず、傷害致死罪、保護責任者遺棄致死罪として扱われた多くの虐待事例や未成年の事例が含まれていないため、虐待死の全体像をとらえているとは言

えない。

とはいえ、新生児殺以外では、母親の精神障害を主因とするものが多く、特に生後 1 歳未満の乳児を対象とする場合は、産後発症の精神障害（うつ病が主）が育児に影響した形での子殺しがみられた。また、未就学児以上では、被害児の健康問題や夫との葛藤関係など状況因の影響が大きく、それが母親の反応性精神障害の原因にもなっていた。被害児に障害や問題行動がある場合、未就学児では養育が一層困難になる結果、深刻な虐待・ネグレクトや子殺しに至っており、学童・ティーンエイジャーでは問題行動に悩む母親による心中が起りやすいことが明らかになった。

③ 「殺意」について

ところで、虐待死において、殺意のある虐待死がどの程度の比率で存在するかは不明である。先に紹介した Meyer,C. et al (2001) には、殺意についての記述があるが、田口 (2008) においては検討対象となっていない傷害致死罪となった身体的虐待による死亡、保護責任者遺棄致死罪となったネグレクトによる死亡などについて、殺意の有無という視点で改めて取り上げ、検討していくと、また違った考察ができるということも考えられよう。

以上、簡単に、虐待死に関する最近の研究を見てきたが、母親による実子殺に限らず、他の虐待の態様についても、それぞれ細かく検討していく必要のあること、被害児の年齢による違いという観点も重要であること、また虐待死における「殺意」という観点も虐待死をみていくうえで必要な視点であ

ることが考えられた。

以下では、母親による実子殺における精神疾患(特にうつ病)、またはそれに関わる心理社会的な問題について扱うが、精神疾患との関わりの深い「暴行Ⅱ」「心中」を中心に検討する。今回は精神疾患の中でもうつ病を中心に紹介する。「心中」については、本稿 4 『親子心中』に関する研究」で報告されているので、詳しくはそちらを参照されたい。

(3) 虐待死における母親の精神保健

① 虐待死における精神疾患の影響について

既述したとおり、実母による虐待死の中に精神疾患に影響された事例が一定数存在することはこれまでも指摘されてきている(例えば、Resnick,1969; 福島,1977; 稲村,1978; 小西ら,1992; Reder,P. & Duncan,S.,1999; 風祭,2002; 田口,2008 など)。また精神鑑定例などをもとにした症例研究、論考も多い(木村,1973; 広瀬,1973; 市川,1977; 福島ら,1979,1984; 増田,1979; 新井,1985; 安田ら,1985; 中谷,1989; 奥村,1990; 中田,1990,1995; 滝口ら 1991; 石塚ら,1999,2000; 苗村ら,1999; 中谷,1999; 影山,2000; 田口ら,2000; 安藤ら,2007)。とはいえ、虐待死全体に占める割合については、研究・報告の対象者、研究方法、観点などが異なるので、実態を具体的に示すことは難しい。急性期の精神病状態を直接的な原因とする虐待死などは、症状が明らかであり、見解の不一致はないだろうが、環境的な要因との相互作用の結果としての精神疾患などでは、判断が分かれる場合もあるだろう。虐待死を考える場合、

精神疾患という枠組みも検討しておく必要があるのかもしれない。

Mayer,C. et al (2001) は、「故意のわが子殺し」の理解について、「精神異常者か、非異常者か」という二分法では、わが子を殺すような感情や行動に到達した様々な法律的、文脈的、心理的要因が考慮されていない」と述べる。また加害者の大半はうつ病、不安、精神病といった「なんらかの情緒不安定」に苦しんでいたのではないかとしている。彼らによれば、人間関係が不全になった状態が長く続いて最高点に達したときに実行されたのであり、情緒不安定という要因がその他の社会的な不定要素と結びついて重大な役割を演じているのは明白であるとしている。

Reder,P. &Duncan,S. (1999) も、「子どもを虐待してしまう親を単に『精神病的』とか『人格障害』とするだけではまったく不十分なのだ。このようなレッテルは問題の簡便な表記法にすぎず、その背景に存在する個人の人間関係の問題や人生早期のトラウマなどを詳細に検討する必要がある」としている。

Mayer,C. et al (2001) も Reder,P. &Duncan,S. (1999) も虐待死と精神疾患の関係を直接的因果関係などという単純な理解を事例に適用すべきではなく、慎重にすべきであると指摘しており、あらゆる文脈のうえにとらえるべきものだとしている。

福島(1977) は、反応性抑うつによる子殺しの典型として、被害児の障害と精神疾患をもつ母親の歪んだ思考・認知の相互作用の悪循環が、母親のさらなる精神症状の悪化・母子関係の悪化につながり、虐待死に至るモデルを示している。これは、虐待死における

精神疾患の一つの典型的な位置づけを説明していると思われる。

このように児童の虐待死における母親の精神保健上の問題を考える際には、診断がされたかどうかも重要であるが、それ以外の諸要因や、加害者が犯行に至るプロセスなどを把握しつつ、その中で慎重に精神疾患の影響をとらえていく必要があるのだろう。明橋(2007)が、法的な責任能力の問題という枠組みとは別に、精神科的治療という枠組みで事例をとらえているのも虐待死をとらえる多角的な視点の一角を示していると考えられる。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第7次報告)」(以下、第7次報告)では第1次報告—第7次報告の集計が行われている。被害児童の数は、虐待が359件(386人)、心中が187件(267人)であり、そのうち被害者の年齢は、0歳が44%(170人)、3歳以下が75.6%(292人)である。虐待の種類については、身体的虐待が68.9%(263人)、ネグレクト26.2%(101人)である。主たる加害者は実母がもっとも多く52.6%(203人)で、実父17.1%(66人)、実母の交際相手6.5%(25人)、実母と実父7.8%(30人)と続く。加害の動機については[2~7次の集計]、「しつけのつもり」(14.4%)、「保護の怠り」が(14.1%)、「子どもの存在の拒否、否定」(9.4%)、「泣き止まないことへのいらだち」(7.5%)、「精神症状」(6%)、「不明」(29.4%)となっている。また、「養育者の心理的・精神的問題」[3~7次]については、「育児不安」(26.4%)、「養育能力」(25.6%)、「怒りのコント

ロール不全」(11.7%)、「衝動性」(11.4%)、「うつ状態」(11%)、「攻撃性」「感情の起伏が激しい」(9.5%)、「精神疾患(医師の診断によるもの)」「DVを受けている」(8%)、「高い依存性」(7.3%)などがみられた。一方実父の場合、「養育能力の低さ」(13.7%)、「攻撃性」(12.8%)、「怒りのコントロール不全」(11.4%)、「衝動性」(10.4%)、「感情の起伏が激しい」(8.1%)であり、実母と実父の抱える問題として把握されているものには差が認められた。複数回答であり、精神疾患または精神症状を有する者の実数をとらえることは難しい。一方で医師の診断があるものは8%であり、暗数があることも予想されるので、第7次報告での虐待死における精神疾患は決して少なくないと考えられよう。なお、ここでみたのは「心中以外」の虐待死に関するものであり、「心中」についてはまた別の統計になっており、精神疾患の既往は、「心中以外」と比較しても多くなっている。

ただし、岡野(2008)は産後うつと虐待死亡事例との関係に触れ、精神疾患イコール虐待ハイリスクというとらえ方をすることに異をとらえている。このことから精神疾患と虐待死の関係の原因—結果という単純な図式で考えるのではなく、精神疾患が虐待死において、どのような位置にあり、どう関係しているのかをとらえていく必要があると言えよう。

今回は虐待死の中でも研究報告の多い、うつ病、産後に発症しやすい精神疾患を中心に扱い、その他の精神保健上の問題も一部紹介する。

② 虐待死に至る母親の心理社会的問題

Reder, P. & Duncan, S. (1999) は、英国の死亡事例検証において、様々な関係性と相互作用の関数のうえに児童の虐待死が存在するとしている。彼らの理論的枠組みは、関係性の中に存在する人間、文脈からの行動理解、ある人が他者に付与する意味を中心に展開する相互作用、関係性の関数であるコミュニケーション、現在の人間関係のプロセスに強く影響する過去の体験などである。それらの前提のうえに、個人内要因である両親の中にある「未解決の葛藤」また「子どもの意味」を指摘している。

「未解決の葛藤」は「ケア葛藤」と「コントロール葛藤」に分けられる。前者は養育者の生育歴に起因する「ケア」の意味するところであり、ケアすること、ケアされることに関する葛藤である。後者はコントロールすること、コントロールされることについての葛藤である。この2つのどちらか、または両方に何らかの葛藤があり、脆弱性のある子どもとの関係性、また社会的なストレスなど環境要因との相互作用のうえに虐待死が起きているという。

また、親がもつ「子どもの意味」について以下のように考察している。「子どもの意味には親が子どもを産もうと望んだ顕在的・潜在的な動機や、ある特定の子どもに対する態度、感情、および子どもとの関係を決定する意識的・無意識的な要因が含まれている」。例えば、「親の人生の移行期のある出来事と同時期に生まれたため、その後つねにその出来事に関する情緒に結び付けられる、ある特定の身体的、あるいは心理的特徴をもっている、また望まれない子どもである、親の未解決の葛藤と関連した役割を親のために果た

すよう期待されるなど」である。

加害者における「子どもの意味」の生成において、特に生育歴の中での子どもの意味を把握していく必要はあろう。福島(1979)の事例は同胞葛藤が関わる母子関係の世代間連鎖が考察されている論文であり、ケアすることへの葛藤、コントロールへの葛藤がみてとれる。この事例では、過去の親子、きょうだい関係が現在の自身の子どもの関係、きょうだい関係が重なってしまい、虐待にいたったことが考察されている。Resnick(1969,1970)や稲村(1975)では、加害者である実母の中に過去に性被害を受けていた一群がいるということも報告されている。

また、子どもの意味に関して精神疾患との関連で重要なのは、幻覚・妄想状態である。症状によって子どもが親の妄想に巻き込まれている場合、その保護者にとって、これまでの子どもの意味に変化が現れることもあり、症状の内容によってはリスクが非常に高くなるとされている(Reder, P. & Duncan, S., 1999; 田口, 2000 など)。また、先にあげた福島(1984)が言う反応性抑うつが悪循環についても、子どもの状態と加害者である親の精神症状の相互作用によって、子どもの意味が変化していくプロセスが示されている。

先にあげた死亡事例検証の第7次報告における「加害の動機」をみると、「子どもの存在の拒否・否定」(20.4%)が最も多く、次いで「しつけのつもり」「保護を怠ったことによる死亡」(16.3%)、「泣き止まないことにいらだったため」(10.2%)となっているが、これらを見ていると、「未解決の葛藤」「子どもの意味」から考えられる事例もあるだろうと考えられる。

以上の概念を含めて Reder, P. & Duncan, S. (1999) は子ども虐待のリスクモデルを紹介している (資料 C-2: 図 2-1)。親にとって子どもがどういう意味をもつのか、また育てる際にケアやコントロールに関する葛藤がどのように出てくるのかという流れが、脆弱な子どもと未解決の葛藤を抱える親の間で相互作用が起こり、また社会との関わり、周囲からの期待なども含め、そこから葛藤を感じるようになり、虐待が起きてくるという流れである。

以上の要素が、養育者のそれまでの生育歴でどのように生成されてきたのか、犯行時どのような状況、社会的な状況を含めどのような契機で危機的状況に陥ったのか、子どもの意味がその加害者の人生の中でどのように生成されていくプロセスがあったのかなど、様々な関係性の文脈の中で児童の虐待死を検討していく必要性を示唆する論考である。

③ うつ病

これまでの精神鑑定を中心とした文献をみていくと、うつ病でも様々な状態像のものが紹介されている。たとえば、反応性うつの症例 (福島, 1977 など)、精神病症状を伴う重症のうつ病の症例 (田口ら, 2000; 安藤ら, 2007 など)、事件時はうつ病の状態像であったが、自らの加害行為への外傷体験から PTSD の発症が疑われた症例 (石塚ら, 1999; 石塚ら, 2000; 安藤, 2007) など多く示されている。

うつ病による犯罪は他の精神障害による犯罪に比べ頻度は低く、司法精神医学上は過小評価される傾向にあるが、殺人の占める割合が高いため重大であ

るとされる (田口ら, 2000)。なかでもうつ病による犯罪は圧倒的に拡大自殺が多くを占めるといわれている (風祭, 2006 など)。また加害者には女性が多く、家族殺人、特に子殺しが多いといわれる。子どもをもつ母親がうつ病に罹患した場合、ケースによっては拡大自殺の危険性があるということを考慮しておく必要がある。加害者に反社会的な性格傾向はなく、過去に犯罪歴のない者がほとんどである。抑うつ妄想に基づいている自殺観念の表明あるいは自殺企図が多く、犯行が計画的・現実的で、被害者側に予測防衛が少ないので、被害者の死亡率が高い、うつ病の発病初期よりも退院後 6 か月以内の犯行が多いとされる (山上, 1996)。また、犯行まで子どもに対する虐待はみられないという共通の傾向も指摘されている。

また上記に述べたとおり、うつ病であっても妄想などの精神病症状を伴う場合、妄想の中に子どもが組み込まれていると、子殺しや拡大自殺につながりやすいとされている (Reder, P. & Duncan, S., 1999; 田口ら, 2000 など)。田口 (2000) はうつ病の 3 大妄想である、罪業妄想、貧困妄想、心気妄想の他に、被害妄想も出現する場合があるとし、うつ病の犯罪促進因子としての精神病症状の存在を指摘している。今回収集した文献でも、心気妄想 (中田, 1995)、罪業妄想 (石塚ら, 2000) と思われるものがみられた。こういった妄想に子どもが組み込まれた場合のリスクに関わる支援者は注意しておく必要があるだろう。

さらに田口 (2000) は「妄想を呈さない例でも、その犯罪発生過程には、うつ病者が自分の状況を過度に悲観し

たり、取り越し苦労をして、不安や絶望感を強め、『もう自分は死ぬしかない』とか、『この子を殺すしかない』と思いついていくプロセスがあり、現実検討の障害が認められたという。Beck らの認知理論を参照し「うつ病の家族殺人でも、こうした認知の歪みがいずれも同様な役割を果たしているのではないだろうか」とする。状況因とうつ状態だけで犯行が説明されてしまう傾向や、対他的な責任感といううつ病者の特徴が自分の家族に対する一体感と相まって、心中ないし拡大自殺を指向させるなどの従来の説明がなされることもあるが、それだけではなく、うつ病に特有の認知障害や思考障害にも注目する必要があるとしている。

また、うつ状態での犯罪は内的不穏や緊張が突然の行動化の形で発散される場合があり、うつ病者が心中目的で殺人を犯した後、自殺に至らないことがあるのは犯行により不穏症状が改善するためとの指摘もある(影山,2000)。また稲村(1975)によれば、子どもを殺害後、急激な緊張低下が起き、放心・虚脱の状態になり、茫然とたたずんだりさまよったりすることがよく観察されると述べ、「これが無理心中を未完に終わらせて子殺しに結果する由縁」であること、また後悔や悲嘆は直後にはなく、時を経てから出てくることも指摘している。ここからも心中と虐待死の共通点、相違点を検討する必要性を感じる。

吉永(2006)は、激越性うつ病(agitated depression)について述べている。これは「主に退行期(または思春期)にみられ、悲哀よりも不安が優勢で、焦燥が顕著で精神運動性興奮を示すうつ病の一型であり、抑うつ気

分は著しいが行動の抑制が少なく、ごく些細な刺激で通常性格からは予想もつかない激しい感情爆発や、興奮を示し、突然自殺行為に走ったり、身近なものに暴力をふるったりすることがあり(激越発作)、情動的興奮により意識障害を伴い、後で自分の行為を覚えていないこともある」という。

また、うつ病者が拡大自殺を意図する際には、家族の中に心身障害者がいる場合が多い(中田,1996)という報告があるが、今回対象にした文献にもそういった事例が多く見られた(福島,1977など)。

安田ら(1985)、田口(2000)、安藤ら(2007)はうつ病を抱える母親の虐待死の犯行後の経過、治療・援助について報告している。後悔だけでなく、加害行為が外傷体験となり、PTSD 症状を呈している事例を報告している(石塚ら,1999;安藤ら,2009)。また、加害者以外の家族は犯罪被害者でもあり、加害者の家族であるという特殊な状況下にいるため、こうした家族の苦悩や PTSD などに対する精神医学的ケアも必要とされるという(田口,2000,2008;安藤,2007など)。犯行を犯した母親については、本人のうつ病のコントロール、自分にとって大切な家族を犠牲にするという重大な罪を犯した自分自身を受容し、家族との関係を作り直し、徐々に社会復帰をしていくというプロセスを長期的に支持していく必要があるとされている(田口,2000)。

④ 出産を契機に発症する精神疾患

産後は女性のライフサイクルの中でも、メンタルヘルスを崩しやすい時期であるとされる(本間,2007など)。原